

笠岡市業務継続計画

令和2年3月

笠岡市

《 目 次 》

第1章 業務継続計画の基本的な考え方

- 1 計画の目的 2
- 2 計画の位置付け 2
- 3 業務継続計画策定の効果 3
- 4 基本方針 4
- 5 対象とする組織 5
- 6 発動及び終結 5

第2章 前提とする災害と被害想定

- 1 前提とする大規模災害 6
- 2 被害想定 7

第3章 非常時優先業務の選定

- 1 非常時優先業務の考え方 11
- 2 非常時優先業務の対象期間 11
- 3 非常時優先業務の選定基準 11
- 4 非常時優先業務の選定結果 15

第4章 非常時優先業務の実施体制

- 1 指揮命令系統 18
- 2 職務代行 18
- 3 職員の参集体制 19
- 4 職員参集状況の想定 21
- 5 職員の確保対策 23

第5章 非常時優先業務の実施に必要な資源の現状と対策

- 1 庁舎 24
- 2 電気, 水, 食料等 25
- 3 通信手段 28
- 4 情報システム等 29

第6章 業務継続体制の向上

- 1 計画の見直し・更新 31
- 2 研修・訓練の実施等 31
- 3 平時からの備え 31

附属資料

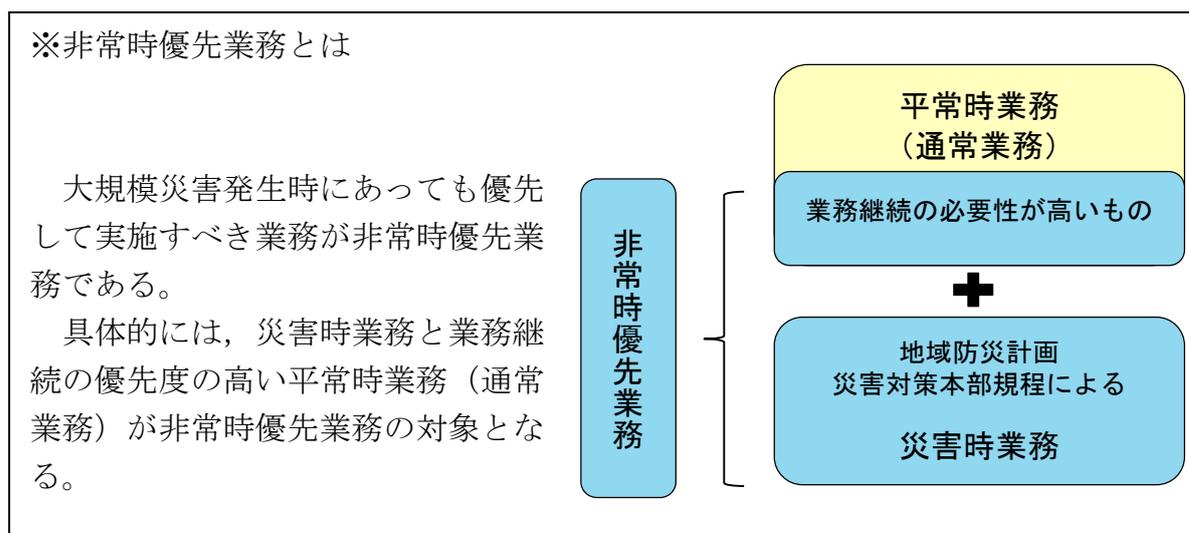
- ・非常時優先業務一覧
- ・重要な行政データのバックアップ状況一覧

第1章 業務継続計画の基本的な考え方

1 計画の目的

大規模災害が発生した際、自治体は、災害応急対策や災害からの復旧・復興対策の主体として重要な役割を担うことになる一方、災害時であっても継続して行わなければならない通常業務を抱えている。しかしながら、平成23年3月に発生した東日本大震災や平成28年4月に発生した熊本地震、平成30年7月に発生した西日本豪雨災害等、過去の災害では自治体自身が被災し、庁舎や電気・通信機器の使用不能等により災害時の対応に支障を来した事例が多数見受けられるところである。

このため、災害により本市の資源（人、物、情報等）が制約を受けた場合にあっては、被災者の保護や住民生活の安定のために最大限の役割を果たせるよう、業務継続計画（BCP（Business Continuity Plan））を策定し、優先的に実施すべき業務（「非常時優先業務」※）を特定するとともに、業務の執行体制や対応手順、継続に必要な資源の確保等をあらかじめ定めるものである。



2 計画の位置付け

笠岡市防災会議は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づいて、笠岡市地域防災計画を作成し、市域に係る防災に関して本市及び防災関係機関並びに事業者及び住民が、災害の予防から応急対策、復旧、復興までに取り組むべき基本的事項を総合的に定めている。

笠岡市業務継続計画は、地域防災計画を補完するものとして、本市が被災することにより制約が伴う状況下にあっても、災害対応業務及び優先的に継続すべき通常業務を的確に実施するために、本市が独自に定めるものである。

<地域防災計画と業務継続計画との関係（内容の主な相違点）>

	地域防災計画	業務継続計画
作成主体等	地方防災会議が作成し，都道府県，市町村，防災関係機関等が実施する。	地方自治体が作成し，自らが実施する。
計画の趣旨	災害対策基本法に基づき，発災時又は事前に実施すべき災害対策に係る実施事項や役割分担等を規定する。	発災時に必要資源に制約がある状況にあっても，非常時優先業務が目標とする時間・時期までに実施できるようにする。
行政の被災	行政の被災は必ずしも想定する必要はないが，業務継続計画の策定などによる業務継続性の確保等について計画に定める必要がある。	行政の被災を想定（庁舎，職員，電力，情報システム，通信等の必要資源の被災を評価）し，利用できる必要資源を前提に計画を策定する必要がある。
対象業務	災害対策に係る業務を対象にする。（災害予防，災害応急対策，災害復旧・復興）	非常時優先業務を対象とする。（災害応急対策、災害復旧・復興業務だけでなく，優先度の高い通常業務も含まれる。）
業務開始目標時間	業務開始目標時間は必ずしも定める必要はない。	非常時優先業務ごとに業務開始目標時間を定める必要がある。（必要資源を確保し，目標とする時間までに非常時優先業務を開始・再開する。）
業務に従事する職員の水・食料等の確保	業務に従事する職員の水・食料，トイレ等の確保に係る記載は，必ずしも記載する必要はない。	業務に従事する職員の水・食料，トイレ等の確保について検討し，記載する必要がある。

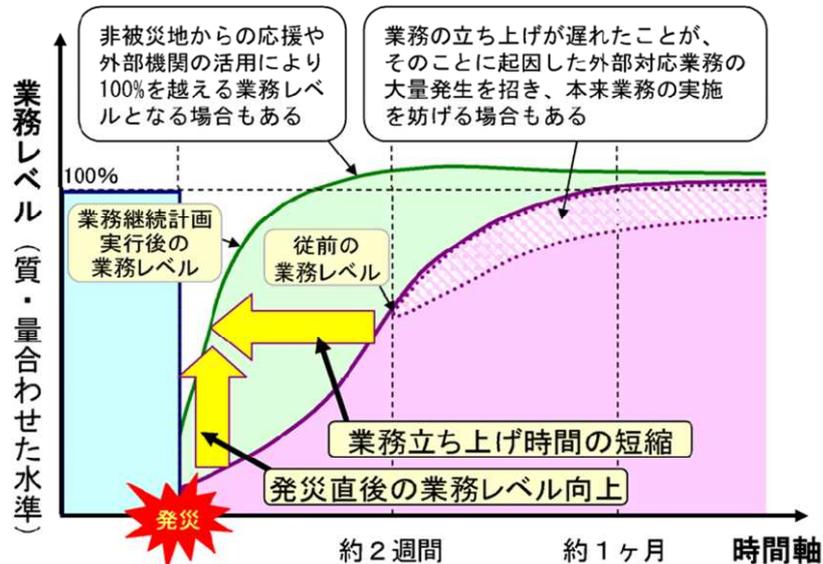
3 業務継続計画策定の効果

災害発生時には業務量が急激に増加し，極めて膨大なものとなる。特に市町村においては，被害状況の確認など発災直後から非常に短い時間の間に膨大な応急業務が発生し，それらを迅速かつ的確に処理しなければならない。

業務継続計画をあらかじめ策定し，継続的改善を行うことにより，非常時優先業務の執行に必要な資源を確保し，業務立ち上げ時間の短縮や発災直後の業

務レベルの向上等を図ることにより、災害発生直後の混乱で行政が機能不全になることを避け、非常時優先業務を適切かつ迅速に実施することが可能となる。

<業務継続計画の策定に伴う効果のイメージ>



- ・業務継続計画の策定により、資源制約がある状況下においても非被災地からの応援や外部機関の活用に係る業務の実効性を確保することができ、受援計画等と相まって、100%を超える業務レベルも適切かつ迅速に対応することが可能となる。
- ・訓練や不足する資源に対する対策等を通じて計画の実効性等を点検・是正し、レベルアップを図っていく必要がある。

4 基本方針

大規模災害時において、市民の生命、身体、財産を保護し、被害を最小限にとどめるため、次の基本方針に基づき、組織全体で業務継続体制を確保するものとする。

- (1) 大規模災害発生時においては、笠岡市地域防災計画に定める災害応急対策を中心とした非常時優先業務を最優先に実施する。
- (2) 住民生活の安定に重大な影響を与える非常時優先業務以外の業務は、発災後しばらくの間、積極的に休止するか、非常時優先業務の実施に支障のない範囲で実施する。
- (3) 非常時優先業務に実施に必要な人員や資機材等の資源の確保・配分は全庁横断的に調整し、確保する。
- (4) 平常時からの全庁的な取組により、業務継続体制の強化を推進する。

5 対象とする組織

業務継続計画は、本市の全部署を対象とする。

6 発動及び終結

(1) 業務継続計画の発動判断

業務継続計画の発動は、災害の発生により笠岡市災害対策本部を設置した場合において、災害対策本部長（市長）が判断する。

<災害対策本部設置基準（笠岡市地域防災計画）>

1 風水害対策編

- (1) 気象業務法に基づく暴風大雨、洪水、又は高潮、津波の警報が発令され、大規模な災害の発生が予測され総合的な対策を実施する必要があるとき。
- (2) 警報発表の有無にかかわらず災害が発生し、又は発生のおそれがあり、特に災害応急対策を実施する必要があるとき。
- (3) 市に大規模な地震、火災、爆発、その他重大な災害が発生し、総合的な対策を実施する必要があるとき。
- (4) 市域に有害物質、放射性物質等が大量に放流出したとき、又はこれにより複合災害を誘発するおそれがあるとき。
- (5) 多数の死傷者を伴う列車、自動車等の交通事故及び船舶、航空機事故等の重大事故が発生し、緊急対策を実施する必要があるとき。

2 地震・津波対策編

- (1) 震度5強以上の地震が発生した場合又は大津波警報が発表された場合には、非常体制（市本部の体制）を設置する。
- (2) 市本部の組織は、笠岡市災害対策本部条例及び笠岡市災害対策本部規程の定めるところによる。
なお、必要に応じて、災害地にあつて市本部の事務の一部を行うために現地災害対策本部を設置する。

(2) 業務継続計画の終結判断

業務継続計画の終結は、市災害対策本部を廃止する又は、災害応急対策が概ね完了し、通常業務の再開に重大な支障が生じない状況になった場合等において、災害対策本部長が判断する。

(3) 業務継続計画の発動・終結の周知

業務継続計画を発動又は終結したときは、関係機関及び住民に周知する。

第2章 前提とする災害と被害想定

1 前提とする大規模災害

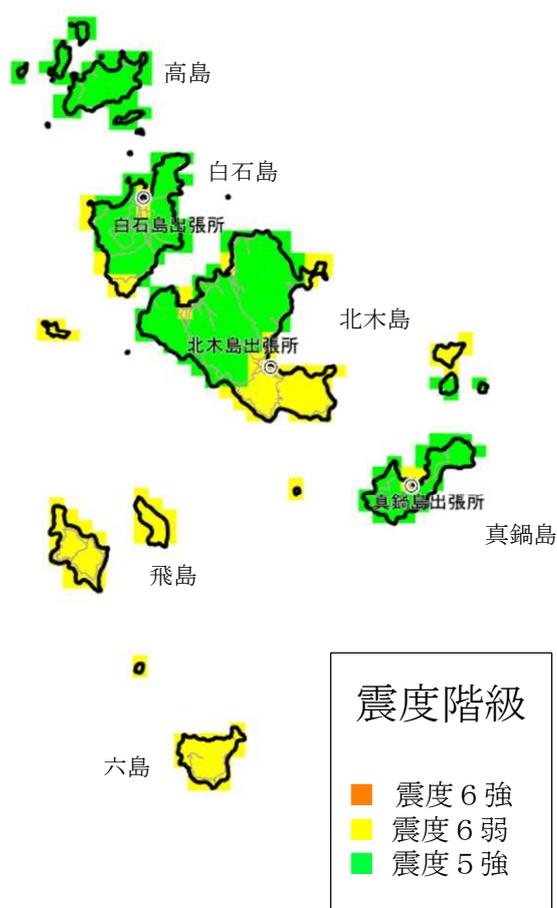
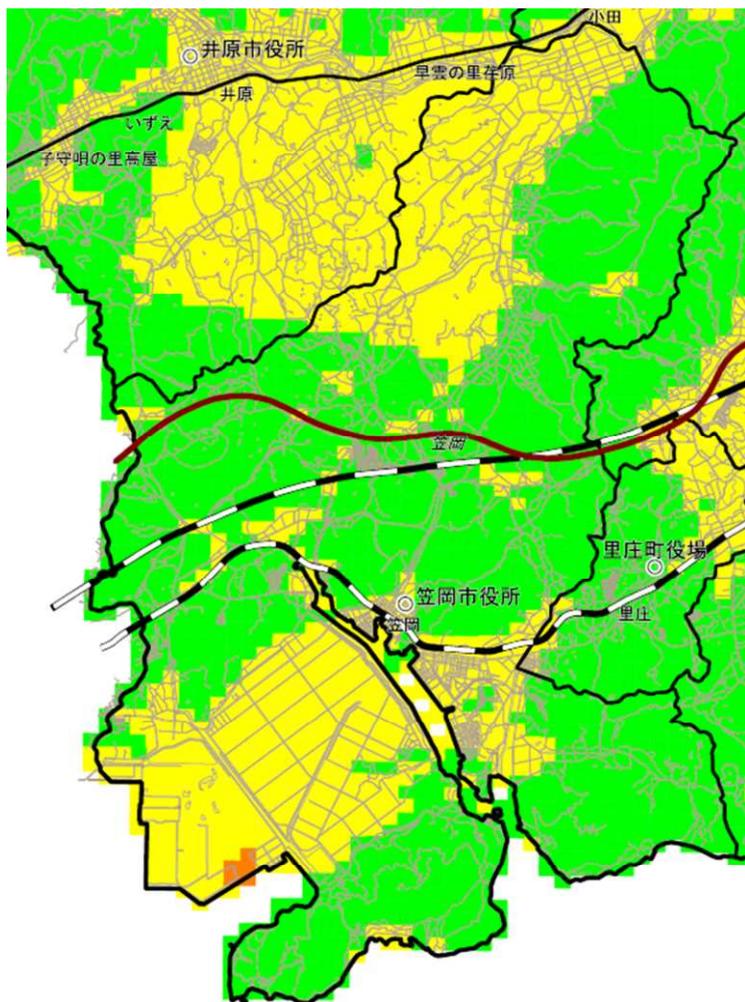
笠岡市業務継続計画において想定する災害は、笠岡市地域防災計画（地震・津波災害対策編）が想定する地震のうち、今後30年で発生確率が70～80%と高確率で発生が想定されている「南海トラフ巨大地震」とし、地震発生時の状況は下表のとおりとする。

項目	内容
笠岡市の震度	最大震度6強
近隣市町の震度	最大震度6弱：浅口市，井原市，里庄町，矢掛町
津波高	3.2メートル（鋼管町付近）
発生時期	それぞれの項目のうち，被害が最大となる場合で想定

<南海トラフ巨大地震による震度分布図（笠岡市近隣）>

【陸地部】

【島しょ部】



※津波浸水想定区域は「笠岡市津波ハザードマップ」を参照

2 被害想定

被害想定の数値は地震後、全堤防等が破壊された場合（パターン1）の数値とし、（ ）内は地震後、津波が堤防等を越流すれば堤防等が破壊される場合（パターン2）の数値を示すものとする。また、発生時期・時間帯は被害が最大になる条件とする。

※数値は笠岡市地域防災計画及び岡山県地震・津波被害想定調査報告書から引用

(1) 地域の被害

ア 人的被害（発生時期：冬・深夜） (人)

項目	死者数	負傷者数
建物倒壊による死者	4	178
津波による死者	125 (2)	248 (0)
急傾斜地崩落による死者	1	1
地震火災による死者	0	0
屋外落下物等	0	0
合計	130	427

イ 建物被害（発生時期：冬・18時） (棟)

項目	被害数（全壊）	被害数（半壊）
揺れ	57	1,042
液状化	392※	655
津波	1,492 (77)	4,157 (344)
急傾斜地崩壊	9	17
地震火災による消失	3	—
合計	1,953	5,871

※大規模半壊362棟含む

ウ ライフライン被害（発生時期：冬・18時及び深夜）

項目	発生直後	1日後	1週間後	1か月後
上水道（断水人口） （人）	26,096	13,634	7,103	0
下水道（支障人口） （人）	27,983	886	886	0
電力（停電件数）（軒）	31,807	301.8	0	0

エ 避難者数（発生時期：冬・18時）

（人）

項目	1日後	1週間後	1か月後
避難所生活者数	11,789 (1,070)	6,192 (1,473)	1,821 (312)
避難所外生活者数	5,947 (620)	1,454 (1,309)	4,248 (728)
避難者数合計	17,736 (1,690)	7,646 (2,782)	6,069 (1,040)

（2）庁舎等の被害想定

ア 庁舎の被害（災害対策本部設置庁舎及び主要な庁舎）

- ・震度6弱以上の強い揺れに襲われる本庁舎（本館）は、現行の新耐震基準（昭和56年改正）に適合しておらず、耐震性が低い庁舎であり、倒壊の危険性がある。このため、職員の生命・身体への危険が伴うことから利用できない可能性がある。
- ・第1分庁舎（中央公民館）については、新耐震基準に適合していないが平成28～29年度にかけて耐震改修工事を実施し耐震性を有している。
- ・その他の主要な庁舎の耐震診断、改修等は第5章の1（1）に記載。
- ・本庁舎各館及び第1分庁舎は津波浸水想定区域ではないため、津波浸水による被害の可能性は低いと想定される。
- ・庁舎周辺は住宅密集地ではなく、火災による延焼の可能性は低いと想定される。
- ・本庁舎各館及び第1分庁舎等の執務スペースにはガラスが飛散し、机上の書類や機材は、床に落下していると想定される。さらに固定されていないロッカー等什器類のほとんどが転倒すると想定される。

イ 電力供給及びパソコン等OA機器の被害

- ・電力会社からの庁舎内への電力供給停止も想定されるが、停電時における自家発電設備の稼働により電力の供給が可能となる。ただし、地震の揺れにより庁舎が倒壊したり、漏電や断線が発生した場合は自家発電設備からの電力供給が不能になる可能性もあり、また、電源供給システムの違いにより、照明設備や空調設備が使用できない可能性がある。
- ・自家発電機用燃料については岡山県石油商業協同組合笠岡支部と協定を締結しており、一定期間は燃料の確保が可能と想定するが、災害の状況によっては、燃料タンクの倒壊、配管の破断等により必要な稼働時間が確保出来なくなる可能性がある。
- ・空調設備については地震の影響で使用が困難になる可能性も考えられる。電力会社からの電力供給がなされない場合は、使用できないのはも

ちろんのこと、自家発電設備からの電力供給でも電気設備等の違いにより稼働できないものが大半である。また、使用可能としても使用電力節減のため、安定供給が可能になるまで原則、使用不可の措置を取ることが想定される。

- ・ O A 機器については地震対策を行っていないパソコン、プリンター等が落下、転倒し、破損することで使用不可となる可能性がある。

ウ 通信設備の被害

- ・ 固定電話、携帯電話は通信機器への被害及び報道機関、市民からの問合せ等により災害時優先電話を除き、1週間程度回線が繋がりにくいことが想定される。
- ・ インターネットも通信機器の被害及び回線の混雑により繋がりにくいことが想定される
- ・ デジタル防災行政無線の親局は本庁舎（本館）にあり、現行の新耐震基準に適合していないため、倒壊した場合は使用できなくなる可能性がある。親局（本庁舎（本館））が使用不可になった場合、中継局（竜王山及び北木島）から子局への放送を行う必要がある。

(3) 業務実施に関する想定

ア 水道，下水道の使用

- ・ 地震の揺れにより、水道管が破裂した場合は、一時的に業務場所が断水となる可能性がある。
- ・ 地震の揺れにより、下水道管が破断等により使用不能となった場合には業務場所の既設のトイレは使用不可となる可能性がある。

イ 職員用の食料及び飲料水，寝具等の確保

- ・ 本市が備蓄している食料及び飲料水，寝具等のほとんどは市民用のものである。コンビニ，スーパー等では買占めが発生し，職員用の食料等の確保が困難になると想定される。また，冬の期間においても寝具等がない中で仮眠，休息することが考えられる。

ウ 日用品

- ・ 取扱業者の被災や道路通信等の影響により，非常時優先業務に使用するコピー用紙等の消耗品や，職員及び来庁者等が使用するトイレトーパーなどの日用品は数日から数週間は購入できず，各施設で常時ストックしている物資を使用することが考えられる。

エ その他の想定

- ・ 液状化，浸水等により道路・橋梁が使用できない可能性がある。また，主要幹線道路は交通規制により1週間程度は緊急通行車両以外の車による通行はできないと想定される。
- ・ 道路・橋梁被害により，職員の自家用車での参集が困難になる可能性が

ある。

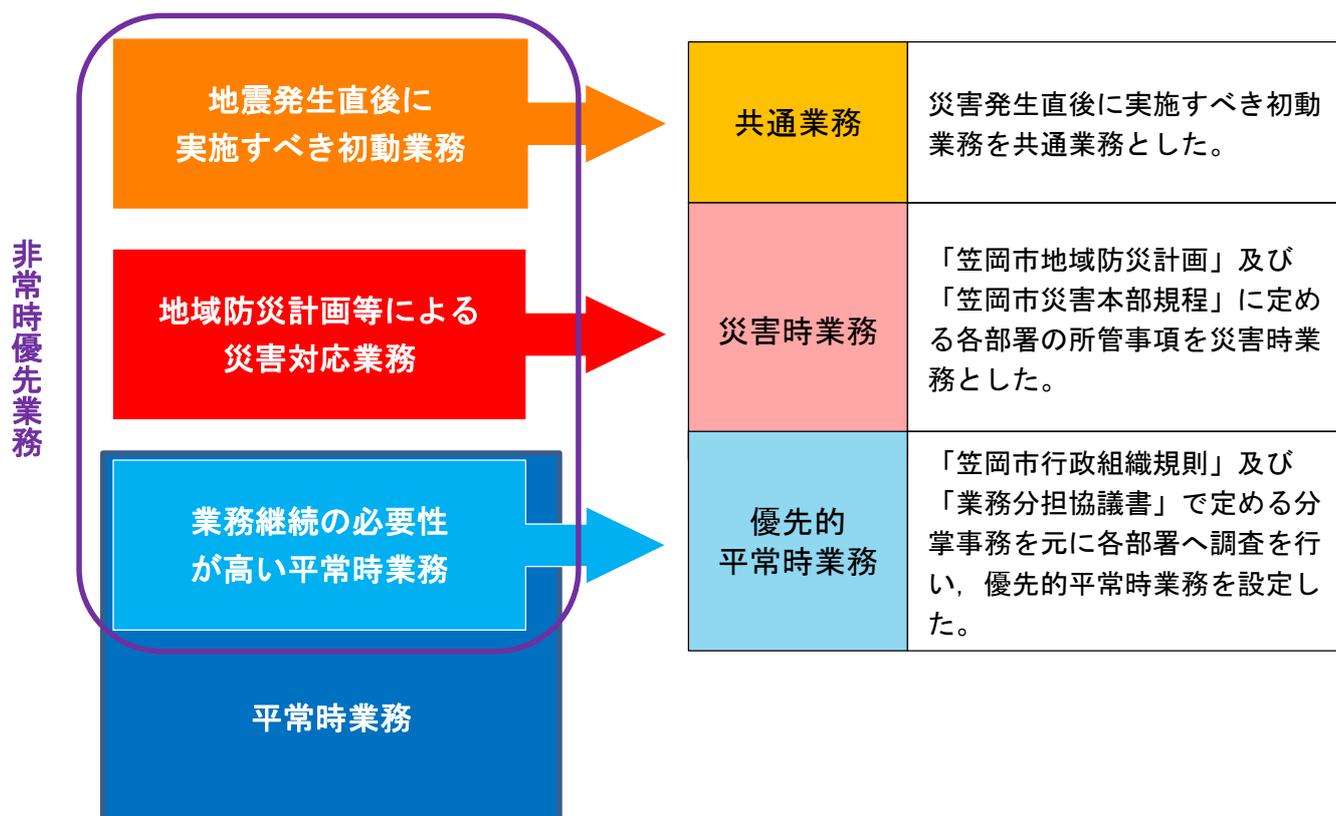
- 公共交通機関は道路，線路被害及び燃料，電力確保の影響から数日から1週間程度運休すると想定する。

第3章 非常時優先業務の選定

1 非常時優先業務の考え方

笠岡市地域防災計画及び笠岡市災害対策本部規程に定める各部署の所管事項（災害対応業務）と、停止することにより市民生活や社会活動に大きな影響を及ぼす通常業務（優先的平常時業務）を「非常時優先業務」とする。

<非常時優先業務イメージ>



2 非常時優先業務の対象期間

非常時優先業務の選定対象となる期間は、発災後の資源が著しく不足し、混乱する期間及び業務実施環境が概ね整い、通常業務への移行が可能になると考えられるまでの期間とし、本市業務継続計画においては、「発災後1か月間以内」とする。

3 非常時優先業務の選定基準

発災時において、資源の制約を伴う状況下で業務継続を図るためには、非常時優先業務を時系列で絞り込むことが必要となる。このため、非常時優先業務の候補となる各業務を対象に、発災後のいつ頃の時期までに業務を開始・再開する必要があるか（この時期のことを以下「業務開始目標時間」という。）を検

討し、業務継続を想定する期間内に開始・再開すべき業務を非常時優先業務として選定する。

なお、非常時優先業務は、「非常時優先業務選定基準表」に基づき、次の点に留意して選定する。

(1) 非常時優先業務選定の留意点

ア 非常時優先業務にどの業務が該当するかは、「災害発生後の一定の時間が経過した時点で、当該業務が一定程度実施（再開）されているのが望ましいか」という観点で検討する。

イ 災害時業務の漏れが生じないように、地域防災計画との整合を確認する。

(2) 業務開始目標時間設定の留意点

ア 地域社会の影響や法令の適正な執行の観点から確認・検討する。

イ 業務開始目標時間は、住民にとって当該業務が開始される必要があるかという「必要性」の視点から確認・検討する。

ウ 条件によって業務開始目標時間が大きく異なる場合は、原則として最も早い時期を業務開始目標時間として設定する。さらに、前提条件ごとに業務開始（実施）の目標時間が設定できる場合は、併せて記載する。

エ 発災から1～2週間後に、実際の被害状況等を受けて実施が決まる業務が多くなることに留意する。

<非常時優先業務選定基準表>

災害時に優先して行う業務の判断基準	
視点1 地域社会への影響	<ul style="list-style-type: none">・ 停止すると地域住民の生活の安全・安心や地域内の経済活動等を阻害する業務 <p>例) 生活に必要な介護・生活保護等のサービスが提供されないことにより、市民生活が円滑に行われない、基幹系のシステムが提供されないこと等で、住民票の取得ができず、必要な手続きが行えないなど。</p>
視点2 法律の適切な執行	<ul style="list-style-type: none">・ 法令等により実施しなければならない業務
視点3 他業務への影響	<ul style="list-style-type: none">・ 当該業務の停止が他の非常時優先業務に影響する業務 <p>例) 職員の労働環境の確保や契約手続き、システムの復旧など。</p>

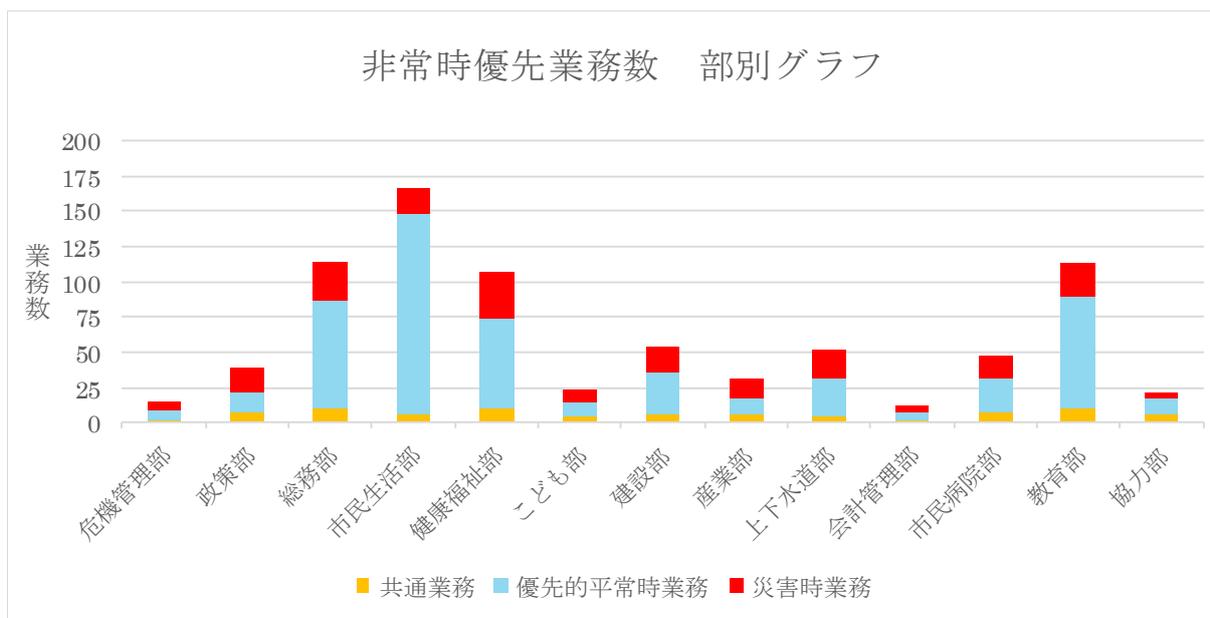
業務開始目標時間	該当する業務の考え方	代表的な業務例
① 3時間以内	<ul style="list-style-type: none"> ・職員及び家族の安全確保，職員の安否確認 ・初動体制の確立 ・被災状況の把握 ・救助・救急の開始 ・避難所の開設 	<ul style="list-style-type: none"> ・災害対策の根幹となる体制立ち上げ業務（人，場所，通信，情報等） ・被害の把握（被害情報の収集・伝達・報告） ・発災直後の火災，津波等対策業務（消火，避難・警戒・誘導処置等） ・救助・救急体制確立に係る業務（応援要請，部隊編成・運用） ・避難所の開設，運営業務 ・組織的な業務遂行に必須な業務（幹部職員補佐，公印管理等）
② 1日以内	<ul style="list-style-type: none"> ・応急活動（救助・救急以外）の開始 ・避難生活支援の開始 ・重大な行事の手続き 	<ul style="list-style-type: none"> ・短期的な二次被害予防業務（土砂災害危険箇所における避難等） ・市町村管理施設の応急復旧に係る業務（道路，上下水道，交通等） ・衛生環境の回復に係る業務（防疫活動，保健衛生活動，廃棄物処理等） ・災害対策活動体制の拡充に係る業務（応援受け入れ等） ・遺体の取扱い業務（収容，保管，事務手続き等） ・避難生活の開始に係る業務（衣食住の確保，供給等） ・社会的に重大な行事等の延期調整業務（選挙等）
③ 3日以内	<ul style="list-style-type: none"> ・被災者への支援の開始 ・他の業務の前提となる行政機能の回復 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難生活の向上に係る業務（入浴，メンタルヘルス，防犯等） ・災害対応に必要な経費の確保に係る業務（財政計画業務等） ・業務システムの再開等に係る業務
④ 2週間以内	<ul style="list-style-type: none"> ・復旧・復興に係る業務の本格化 ・窓口行政機能の回復 	<ul style="list-style-type: none"> ・生活再建に係る業務（被災者生活再建支援法等関係業務，住宅確保等） ・産業の復旧・復興に係る業務（農林水産，商工業対策等） ・教育再開に係る業務 ・金銭の支払，支給に係る業務（契約，給与，補助費等） ・窓口業務（届出受理，証明書発行等）
⑤ 1ヶ月以内	<ul style="list-style-type: none"> ・その他の行政機能の回復 	<ul style="list-style-type: none"> ・その他の業務

4 非常時優先業務の選定結果

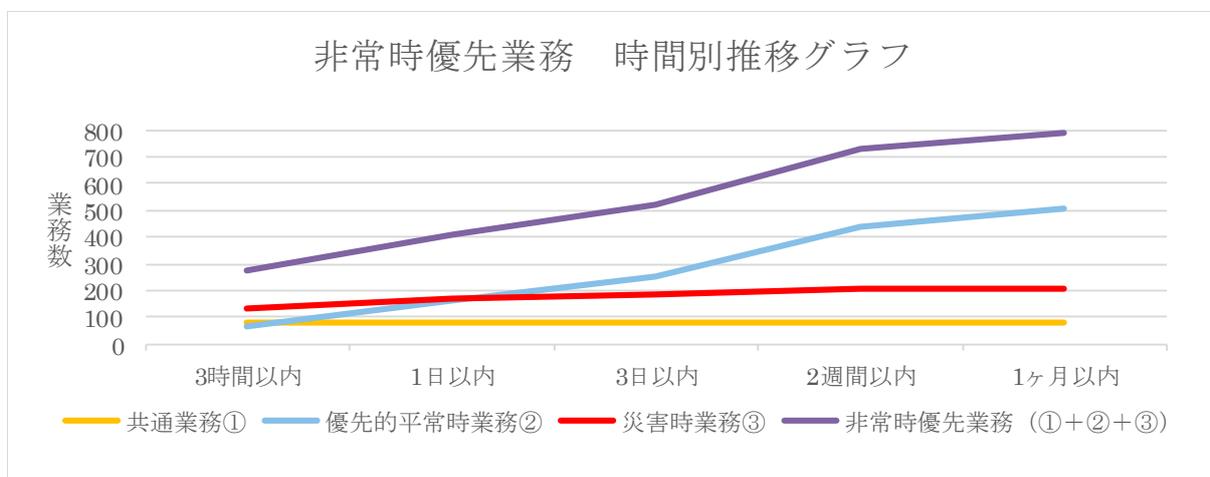
選定基準に基づいて選定した部別の非常時優先業務数は次のとおりであり、詳細は付属資料に掲載するとおりである。

部局	種別	非常時優先業務数及び業務開始目標時間					
		3時間以内	1日以内	3日以内	2週間以内	1か月以内	計
危機管理部	共通業務	2					2
	優先的 平常時業務	2	5				7
	災害時業務	5					5
政策部	共通業務	8					8
	優先的 平常時業務	0	6	7	1		14
	災害時業務	12	3	1			16
総務部	共通業務	10					10
	優先的 平常時業務	14	4	17	30	12	77
	災害時業務	23			2	1	26
市民生活部	共通業務	6					6
	優先的 平常時業務	1	39	21	61	20	142
	災害時業務	9	6	3			18
健康福祉部	共通業務	10					10
	優先的 平常時業務	6	9	3	24	22	64
	災害時業務	11	12	2	7	1	33
こども部	共通業務	4					4
	優先的 平常時業務		4	1	6		11
	災害時業務	5	1	1	1		8
建設部	共通業務	6					6
	優先的 平常時業務		16	7	3	3	29
	災害時業務	13	3		3		19
産業部	共通業務	6					6

	優先的 平常時業務	2		1	6	2	11
	災害時業務	10		2	3		15
上下水道部	共通業務	4					4
	優先的 平常時業務	11	2	9	4	1	27
	災害時業務	4	10	3	3		20
会計管理部	共通業務	2					2
	優先的 平常時業務	1	5				6
	災害時業務	2	2				4
市民病院部	共通業務	8					8
	優先的 平常時業務	22	1			1	24
	災害時業務	12	1	2			15
教育部	共通業務	10					10
	優先的 平常時業務	4	8	22	44	1	79
	災害時業務	17	2	2	3		24
協力部	共通業務	6					6
	優先的 平常時業務	1			10		11
	災害時業務	5					5
種別計	共通業務	82					82
	優先的 平常時業務	64	99	88	189	62	536
	災害時業務	128	39	17	22	2	208
計		274	138	105	211	64	792



上記結果は非常時優先業務を集計したものであり、各非常時優先業務の業務の質、業務量などは考慮されていない。そのため、災害発生後に非常時優先業務が多い部署に自動的に人員が投入されるものではない。逆に非常時優先業務数が少ない部署であっても業務の質が高く、業務量が多い部署においては人員が投入される場合も考えられる。



非常時優先業務の時間別推移結果を見ると発災直後は災害時業務が多く、継続的に一定数の業務があるが、時間の経過に伴って1日目を過ぎたあたりから優先的平常時業務が徐々に増加していく。

災害発生直後は応急対応等の業務を迅速に開始し、平行して時間の経過とともに優先的平常時業務も開始する必要がある。

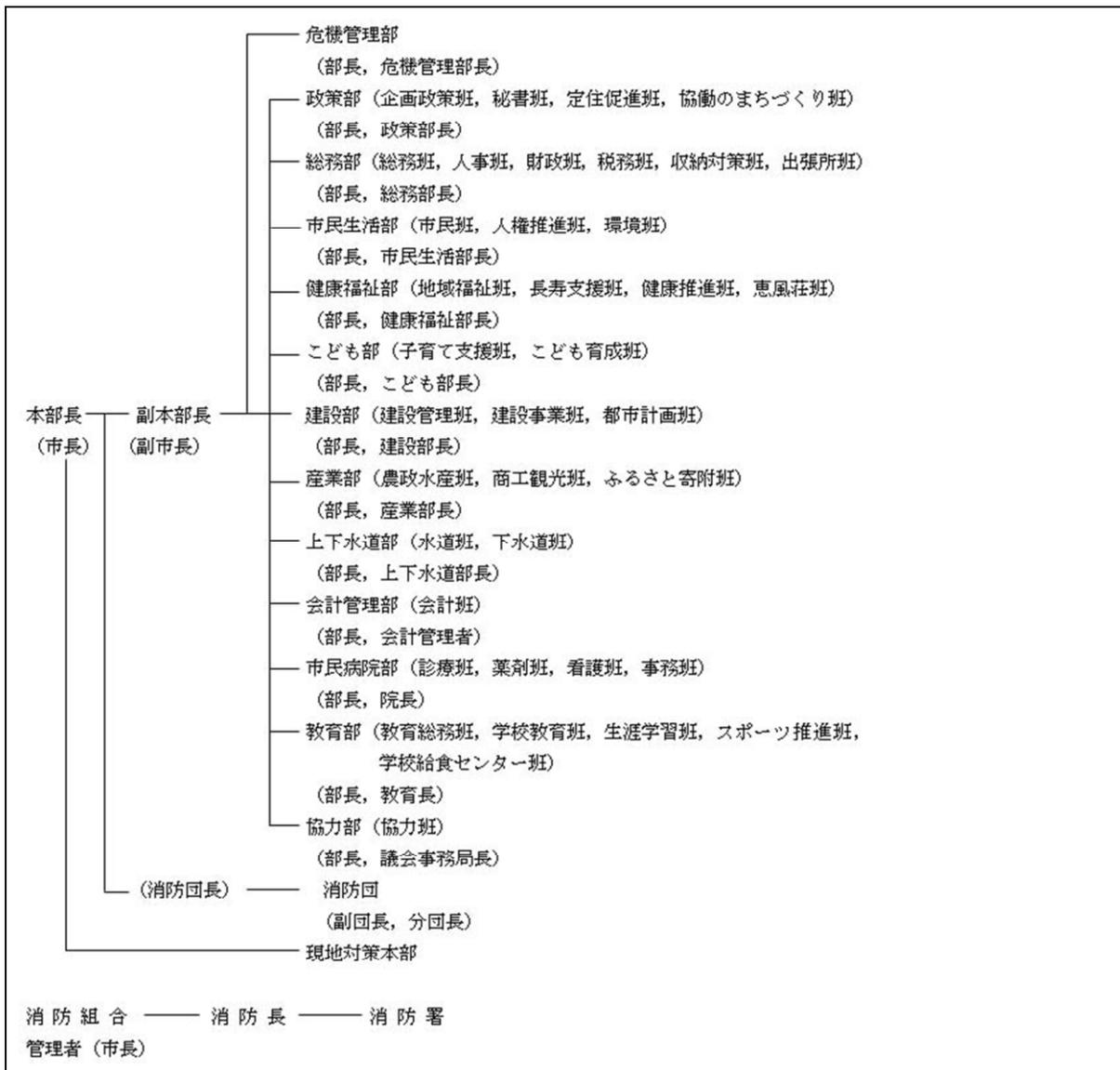
平常時から各部署における業務の効率化や簡素化を検討するとともに、災害発生後においても確実かつ正確に業務を遂行できるよう意識することが必要である。

第4章 非常時優先業務の実施体制

1 指揮命令系統

非常時優先業務は、笠岡市地域防災計画及び笠岡市災害対策本部規程等、その他の業務については、笠岡市行政組織規則等に定める通常の指揮命令系統に従って実施することを基本とし、発災時の状況に応じて必要な措置を講じるものとする。

<笠岡市災害対策本部の組織体制図>



※地域包括ケア推進室の取扱いは笠岡市行政組織規則に基づき、健康福祉部内に設置とし、地域包括ケア推進班とする。

(R2 年度災害対策本部規程改正で体制図に追加予定)

2 職務代行

笠岡市長職務代理者に関する規則及び笠岡市地域防災計画に基づき、市長不

在時に首長の職務を代行するものを次のとおり定める。

なお、責任者が庁舎へ参集できない状況であっても、連絡手段が確保され、直接指示を仰ぐことが可能な場合には、職務の代行は行わないものとする。

第1順位	第2順位	第3順位	第4位
副市長	総務部長	危機管理部長	政策部長

3 職員の参集体制

非常時優先業務を円滑かつ迅速に実施するため、災害が発生した場合は、笠岡市地域防災計画に定められた基準に基づき、速やかに参集する。

また、参集途中には、被害状況等の情報収集に努め、必要に応じて登庁後は災害対策本部等に適宜、報告を行う。

なお、災害による交通機関の運休や道路被害等により、指定された勤務場所に参集できない場合は、参集可能な勤務場所等に参集した上で、その旨を速やかに所属長に報告し、必要な指示を受けるものとする。

<職員参集体制（笠岡市地域防災計画から抜粋）>

区分		体制	参集課室・職員
地震 津波	市域に震度4以上の地震が発生したとき	震災時警戒体制	時間内：危機管理部，政策部，総務部，市民生活部，健康福祉部，建設部，産業部 時間外：緊急初動班員及び状況により主管部局長等から応急対応を命ぜられた職員が自主参集 ※災害の状況により，警戒体制班員を招集
	市域に震度5以上の地震が発生したとき	非常体制（災害対策本部設置）	時間内：職員全員 時間外：市災害対策本部規定に基づき，本部長の指示命令により所掌の防災活動を実施
	県内沿岸に津波注意報が発表されたとき	注意体制	危機管理部員が，主として情報収集連絡活動を行い，状況により次の体制の配備に速やかに移行できるよう準備を実施

	<p>県内沿岸に津波警報等（大津波警報，津波警報）が発表されたとき</p>	<p>非常体制 （災害対策本部設置）</p>	<p>時間内：職員全員 時間外：市災害対策本部規定に基づき，本部長の指示命令により所掌の防災活動を実施</p>
--	---------------------------------------	----------------------------	---

4 職員参集状況の想定

大規模災害が発生した場合の職員の参集状況を、次の「参集予測の考え方」に基づき想定する。

<参集予測の考え方>

- 勤務時間外の発災を想定する。
- 対象は正規職員のみとする。（非常勤職員は対象外とする）ただし、災害時に実務や指揮命令等を行う必要のある非常勤職員（施設館長等）については各所属の判断で参集対象職員に含める。
- 保育園，幼稚園，小中学校に勤務する職員は対象外とする。
- 参集時間は自宅から勤務場所への移動にかかる時間とする。
- 発災時には，道路の被災等により他の交通手段の利用が困難となる可能性が高いため，徒歩による登庁を原則とし，徒歩速度を3 km/hとする。
- 災害発生から3日間は，職員本人や家族の死傷，住宅の被災等により，17%（参集不能率）の職員が参集できないものと想定する。

【参集不能率の算定方法】

○人的被害の割合

$$\text{人的被害最大（死傷者 557名）} \div \text{市人口（約 48,000人）} \\ = 1.2\% \dots \text{①}$$

○家屋被害の割合

$$\text{家屋被害（全壊・半壊）（7,824棟）} \div \text{市内建物（48,454棟）} \\ = 16.1\% \dots \text{②}$$

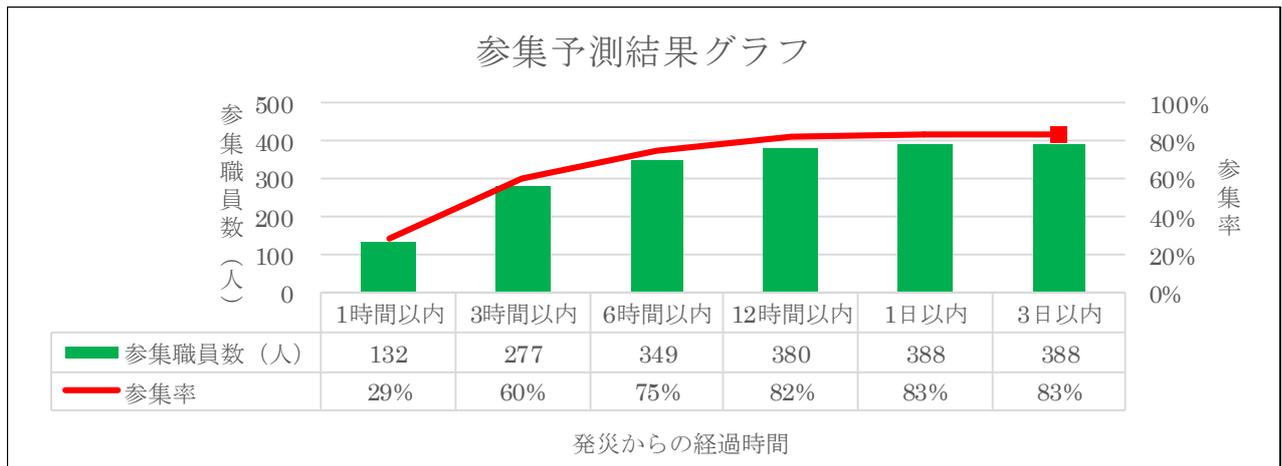
○人的被害及び家屋被害の割合（参集不能率）

$$\text{①} + \text{②} = 17.3\% \text{（小数点以下を切り捨て，17\%とする）}$$

【参集予測結果】（参集対象職員数 467人 R2.1.31現在）

参集時間	参集職員数	参集率
災害発生～1時間以内	132人	29%
～3時間以内	277人	60%
～6時間以内	349人	75%
～12時間以内	380人	82%
～1日以内	388人	83%
～3日以内	388人	83%

※参集不能17パーセントを加味した予測結果



参集予測の集計結果により、本市の参集対象職員は467人となっており、参集不能職員想定（17パーセント）を加味しても災害発生から3時間以内に60パーセント、277人、1日以内には83パーセント、388人（参集不能職員を除く全職員）が勤務場所に参集可能となっている。

しかしながら、大規模災害時は人的被害、家屋被害、道路被害や交通網の遮断等により、参集職員が上記結果より下回る可能性も想定され、初動対応が円滑に実施出来ないことも想定される。

平時から災害時の出勤方法、通勤経路の確認を各職員が行うとともに、災害時の初動対応に限られた人員でも円滑に実施できるよう検討する必要がある。

（参考）部別参集対象職員集計表

部名	1時間以内	3時間以内	6時間以内	12時間以内	1日以内	3日以内	参集対象職員数
危機管理部	4						4
政策部	7	7	6	3	3		26
総務部	25	14	8	3			50
市民生活部	19	16	9	7			51
健康福祉部	16	17	11	6			50
こども部	7	7		1			15
建設部	18	17	5	4	2		46
産業部	11	7	2	5	1		26
上下水道部	14	8	6	2			30
会計管理部	2	1	1				4
市民病院部	18	61	24	6	3		112
教育部	11	19	13	1			44
協力部	7	1	1				9
計	159	175	86	38	9		467

5 職員の確保対策

(1) 職員の安否確認

各所属は、毎年度始めに災害発生時の緊急連絡網を作成しておくこととし、発災時には所属長等の指示により、直ちに職員の安否確認を行うものとする。

(2) 全庁的な業務実施体制の確立

非常時優先業務に必要な人員を確保できない場合、まずは部署（部）内で調整し、人員を確保するものとする。なお不足する場合は、他部署（部）に人員応援の依頼を行う。人員応援の調整・判断は、部署（部）からの要請に基づき、災害対策本部において行う。

また、専門知識を必要とされる業務については職員が不足する場合を想定し、平時から業務経験者の活用や職員OB、災害協定等による応援などの検討を行う。

(3) 職員の健康管理

なるべく早い段階で2交替制又は3交替制勤務とし、職員の健康管理に努める。また、災害対策本部等の非常配備によって業務を行う職員は笠岡市災害本部規程の所掌事務に基づき、人事班（人事課）が出退勤時間等の把握に努め、各部署、所属で業務を行う職員は各部署で出退勤時間等の把握に努めることとする。

第5章 非常時優先業務の実施に必要な資源の現状と対策

1 庁舎

(1) 現状

第2章の2(2)アのとおりである。また、庁舎の耐震診断、改修等の現状は以下の表のとおりである。

庁舎名	竣工年	構造	地上階	地下階	延べ床面積(m ²)	Is 値	備考
本庁舎(本館)	S30	RC造 S造(PH)	3	—	1,520	0.46(1F) 0.25(2F) 0.34(3F) 0.07(PH1)※3 0.23(PH2)※3	耐震改修なし※1
第1分庁舎 (中央公民館)	S54	RC造	4	1	2,780	—	H29耐震改修済
本庁舎(新館) (税務課等)	H6	ALC造	2	—	1,423	—	耐震性有 (新耐震基準適合)
本庁舎(新館) (監査委員事務局等)	S58	S造	2	—	335	—	耐震性有 (新耐震基準適合)
分庁舎第4 (人権推進課等)	S47	RC造	2	—	358	耐震診断なし※2	耐震改修なし※2
議会棟	M32	W造	2	—	506	耐震診断なし※2	耐震改修なし※2
	H8(増築)	ALC造	2	—	293	—	耐震性有 (新耐震基準適合)

※1 低強度コンクリート建物のため、耐震診断基準の適用範囲外となる。そのため、耐震性を確保するためには庁舎自体の改築を視野に入れた総合的な検討が必要。

※2 建築物の耐震改修の促進に関する法律の規制対象建物外のため、耐震診断及び耐震改修を実施していない。

※3 PH…penthouse(塔屋)の略でこの場合、本庁舎屋上の塔屋を指す。

【参考】(旧建設省告示(平成7年12月25日))

新耐震基準…昭和56年の建築基準法(施行令)の改正により、現行の新耐震基準が施行されている。新耐震基準の建物は、震度6強程度の地震でも建物が倒壊しない耐震性能となっており、昭和56年6月1日以降に建築確認を受けた建物に対して新耐震基準が適用されている。

Is 値(構造耐震指標)…新耐震基準施行以前の建物について地震に対する安全性を構造力学上診断するもの。診断の結果は Is 値等の数値で示され Is 値 0.6 以上で耐震性能を満たすとされている。

- ①Is 値<0.3：地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高い。
- ②0.3≤Is 値<0.6：地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性がある。
- ③Is 値≥0.6：地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が低い。

(2) 対策

ア) 本庁舎(本館)の耐震化対策

耐震性の低い本庁舎に加え、庁舎全体の今後のあり方については令和元年度に発足した新庁舎建設検討プロジェクトチームにおいて検討を進める。

イ) 市災害対策本部及び事務室の代替施設

災害発生により、本庁舎(本館)が使用不可能となった場合は、次の施設を代替庁舎として業務を継続する。

庁舎名	代替庁舎
本庁舎(本館)	第1分庁舎 (中央公民館)

(3) 被害発生状況の確認

財政課を中心に各部署は、本庁舎等の被害について、状況確認を行い、被害情報を災害対策本部に報告する。

ただし、庁舎に甚大な被害が発生している場合は、職員の安全確保の観点から、被害状況の確認等は不可能な場合も有りうる。また、必要に応じて、二次災害の危険が想定される区域への立ち入り禁止等の措置を実施する。

(4) 在庁者への対応

大規模災害の発生が執務時間中に発生した場合、市消防計画に基づき、各階の避難誘導班が中心となって、在庁者を市庁舎等から安全に避難できるよう誘導する。また、負傷者が発生した場合には、通報班が関係機関に連絡し、対応措置を要請する。

2 電気、水、食料等

(1) 現状

電気	<ul style="list-style-type: none"> ・発災直後は、電線の断線等により外部からの電力供給が中断する可能性があり、復旧は1日～1週間程度と予想される。 ・本庁舎(本館及び新館)及び第1分庁舎(中央公民館)には自家発電機が設置されており、停電時には庁舎内への電力供給が行われるが、条件により供給条件は異なっている。
----	---

	<p>○本庁（本館及び新館）（会計課屋上に設置）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定格 120KVA，燃料タンク（9500）満タンで約 29.5 時間稼働 ・電灯回路（照明設備，小型機器）のみに供給可能なシステムとなっているため，動力設備（空調設備・エレベーター等）には供給不可能。 ・本庁舎各棟への供給は倒壊の可能性のある建物経由で送電しており，断線等によって電力の供給不能の可能性はある。 <p>○第 1 分庁舎（地下ボイラー室及び中央公民館裏に設置）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定格 20KVA，燃料タンク（400）満タンで約 6.3 時間稼働（消火栓用発電機） ・定格 140KVA，燃料タンク（9500）満タンで約 29.5 時間稼働（電算室サーバー用発電機） ・第 1 分庁舎の自家発電設備は消火栓用，電算室サーバー用のため，電灯設備（照明設備，小型機器）や動力設備（空調設備，エレベーター等）への電力供給は不可能。 <p>・小電力用として危機管理課が防災倉庫に小型発電機（定格 0.9～4.5KVA）8 台を保有。</p>
上水道	<ul style="list-style-type: none"> ・発災直後は上水道施設の被災により断水する可能性があり，復旧は 1 日～1 ヶ月を超える可能性もあると予想される。 ・上水（飲料水）の貯水槽はない。
下水道	<ul style="list-style-type: none"> ・発災直後は下水道施設の被災により，水洗トイレが使用不能となる可能性があり，復旧は 1 日～1 ヶ月後と予想される。
ガス	<ul style="list-style-type: none"> ・本庁舎及び第 1 分庁舎（中央公民館）はプロパンガスを使用・保有しており，通常使用で数日～数週間分は確保されているため，庁舎の給湯施設により職員への温かい食事の提供等は可能になっている。 ・庁内のガス配管等が破損している場合は使用不能となる可能性がある。
食料	<ul style="list-style-type: none"> ・笠岡市災害本部規程の所掌事務に基づき，人事班（人事課）が食料及び飲料等の食事手配を行う。 ・職員用の食料及び飲料水等については備蓄を行っておらず，非常時には職員の持参または避難者用の備蓄食料及び飲料水で代用している。

(2) 対策

資源	対 策 項 目
電気	<ul style="list-style-type: none"> ・耐震性の低い本庁舎（本館）及浸水リスクのある地下，地上に設置している第 1 分庁舎（中央公民館）の自家発電設備については，新

	<p>庁舎建設検討プロジェクトチームと併せて移転等の検討を行うとともに庁舎内の電力供給能力を向上させるため、電力供給システムの適正化を図るよう検討する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・非常時には、自家発電設備を稼働し、長時間運転に備え燃料の継続供給を図るとともに、電力事業者等に優先的な復旧等を依頼する。 ・必要に応じて庁舎内の電力使用の制限を行う。 ・各課は、非常時優先業務に使用しない機器の電源は全て切るほか、非常時優先業務で使用する際、不要な時間帯は電源を切る等の節電に努める。 ・自家発電設備の更新や燃料備蓄計画を検討する。 ・中国総合通信局が保有している災害対策用移動電源車等の貸与の協力を依頼する。 ・中国電力との災害協定による復旧要員の派遣を依頼するなど協定を活用する。 ・電力確保のため、公的機関、民間団体等とのさらなる協定締結を検討する。
上水道	<ul style="list-style-type: none"> ・非常時には、水道課、水道工事業者に対して、給水車の手配や上水道の早期復旧を依頼するとともに、必要に応じて県を通じて自衛隊、非被災自治体に給水車の派遣を要請する。また、協力体制の確立やマニュアル作成について検討を進める。 ・給水タンク等の応急給水用資機材の整備を進める。 ・庁内の水道は必要に応じて使用箇所の制限を行うほか、各課は可能な限り節水に努める。 ・飲料水を確保するため、災害協定締結団体に対して支援を要請する。 ・飲料水を確保するため、公的機関、民間団体等とのさらなる協定締結を検討する。
下水道	<ul style="list-style-type: none"> ・非常時には、下水道課・下水道工事業者に下水道施設の早期復旧を依頼する。 ・下水道施設の応急復旧、簡易トイレ等の資材について災害協定締結団体に対して支援を要請するなど協定を活用する。 ・職員及び来庁者、避難者等を想定し、簡易トイレ等の備蓄を拡充するとともに設置場所及び汚物の処理方法の検討に加え、下水道施設の耐震対策、マンホールトイレの設置等についても検討を行う。
ガス	<ul style="list-style-type: none"> ・プロパンガス機材を確保するため、災害協定締結団体に対して支援を要請するなど協定を活用する。 ・庁内のガス配管等が破損している場合は、プロパンガス工事業者等に復旧を依頼する。

食料	<ul style="list-style-type: none"> ・非常時には、県、他自治体や災害協定締結団体に対して食料及び飲料水等の支援要請を行うなど協定を活用する。なお、避難者分とあわせての要請となることから、調達した食料等は、避難所（避難者）を優先して配分を行う。 ・職員への配分の際に数量が不足する場合は、今後の非常時優先業務の遂行体制等を考慮した上で配分を行う。 ・各職員は、3日分の食料・飲用水の確保を前提として、参集時に食料等を持参することも含め、自己の必要量をあらかじめ確保しておくよう努める。 ・食料を確保するため、公的機関、民間団体等とのさらなる協定締結を検討する。
----	--

3 通信手段

(1) 現状

NTT 電話回線	<ul style="list-style-type: none"> ・電話交換設備は、自家発電設備による電源供給が行われるため、機器に障害がない限り停電になったとしても使用可能。また、電源供給が行われない場合であっても電話交換機のバックアップ電池が機能している場合は通常どおり使用可能。 ・災害時優先電話は市で5回線承認されており、5回線までであれば災害時に優先して同時に発着信可能。
防災行政 無線	<ul style="list-style-type: none"> ・同報系デジタル防災無線親局（本庁舎（本館）3階）は停電時に自家発電設備による電源供給が行われる。また、万一、電力が供給されない場合には非常用バッテリーが備わっており、放送頻度や環境にもよるが最大72時間使用可能。電力供給が復旧した場合、自動的に非常用バッテリーへ充電する仕様になっている。 ・同報系デジタル防災無線中継局（竜王山、北木島）は停電時に中継局内に設置の自家発電設備により放送頻度や環境にもよるが約72時間使用可能。燃料を補給すれば72時間以上使用可能。 ・同報系デジタル防災無線子局は停電時は非常用バッテリーが備わっており、停電時は放送頻度や環境にもよるが最大72時間使用可能。電力供給が復旧した場合、自動的に非常用バッテリーへ充電する仕様になっている。また、電話機内蔵の無線子局については、通信系統が無事の場合、対話が出来る。
インター ネット等	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時のインターネット網への接続については通信が不安定または接続自体が不可能になる可能性がある。
県防災 行政無線	<ul style="list-style-type: none"> ・地上系の無線網と岡山県情報ハイウェイを融合させた災害に強いシステム構築を行っているが、場合によっては機器の不具合や回線切断により通信が不可能になる可能性がある。

	<ul style="list-style-type: none"> 以下の通信媒体があり，専用回線で県や関係機関との通信が可能。 <p>【電話】 本庁危機管理室及び宿直室，災害対策本部，建設管理課，地域福祉課の内線電話を利用（災害対策本部電話以外は平常時も使用可能）</p> <p>【ホットライン電話】 本庁2階総務課内に1台設置（岡山県総合防災情報システムに付帯）</p> <p>【防災FAX】 本庁2階総務課前に1台設置（平常時にも使用可能）</p>
--	--

(2) 対策

資源	対策項目
NTT 電話回線	<ul style="list-style-type: none"> 非常時には，NTTに対して優先的な復旧を要請し，電話回線の早期復旧を図る。 各課は，不要な通話を避けるとともに，市災害対策本部と県との連絡については県防災行政無線やFAXを活用する。 多様な通信手段の確保を進めるとともに，平常時から県防災行政無線電話の使用方法についても確認しておく。
防災行政 無線	<ul style="list-style-type: none"> 機器の定期点検の実施及び不具合の把握に努めるとともに，非常用バッテリー等の定期交換を計画的に実施し，非常時であっても緊急放送や通信が確実に実施できるよう運用するとともに点検委託業者へ連絡し，早急な復旧を図れるよう依頼する。
インター ネット等	<ul style="list-style-type: none"> インターネット網への接続については，通信事業者や契約業者に依存することとなるが，復旧について事業者等へ依頼する等の対応を行う。 複数の接続手段を事前に確保するなど対策を検討する。
県防災 行政無線	<ul style="list-style-type: none"> 接続については岡山県の設備のため，県に依存することとなるが，復旧について県に依頼する等の対応を行う。 ホットライン電話，防災FAXについては災害対策本部（本庁第3，4会議室）と現設置場所の総務課まで距離があるため，移転について検討する。

4 情報システム等

(1) 現状

情報システム係内にあるシステムのハードウェア（機器・設備）・業務系サーバについては簡易免震で，ある程度の対策がとられているが，各課に配置しているモニター等の耐震対策は未実施の箇所が多い。

多くの情報システムが庁内ネットワーク環境にあり、個々のサーバはUPS配下となっているため、災害時に電力供給が遮断されるとUPS機能によりサーバを自動的にシャットダウンする。再起動には、ハード機器に損傷があった場合は保守契約業者やシステムサポート技術者等による確認作業が必要である。

なお、非常時優先業務の実施に必要なシステムについては、各課における非常時優先業務の調査において特定しており、詳細は付属資料に記載のとおりである。

(2) 対策

ア 免震・耐震対策等

- ・パソコンやサーバ等の転落・転倒対策等を検討する。

イ データのバックアップ等

- ・非常時優先業務の実施に必要なデータ・記録等の保護及びバックアップ（同時被災しない場所でのバックアップ）を行う。
- ・バックアップデータを用いた復旧作業の訓練実施を検討する。
- ・クラウドサービスの積極的な活用や導入を検討する。

ウ 情報システム及びネットワークの運用等

- ・庁内LAN等の情報システムの多重化や仮想化を実施する等、バックアップシステム・機能の整備を検討する。
- ・ネットワークの脆弱性への対策を検討する。
- ・集積装置（HUB）等重要なネットワーク機器に関する安価な代替機器の準備を検討する。
- ・サーバや災害情報システム等、発災時に利用が想定されるシステム等への電源確保を検討する。

第6章 業務継続体制の向上

1 計画の見直し・更新

社会的な外部環境の変化や人事異動、事務事業の見直し、組織改編等により、業務や必要な資源は絶えず変化するため、計画策定後においてもPDCAサイクルの手法を用いて継続的に計画の見直し及び更新を行い、実効性を確保する。特に、次の場合においては、積極的に見直し・更新を実施する。

- (1) 被害想定が更新されたとき
- (2) 地域防災計画の修正内容が業務継続計画に影響を及ぼすとき
- (3) 事務事業の見直しや組織改編が業務継続計画に影響を及ぼすとき
- (4) 災害対応や訓練において課題が明らかになったとき

また、大規模災害等の発生により本市の行政機能が喪失、不全となった場合を想定し、県や他市町村等から円滑に応援を受入れ、有効に活用するための体制整備に努める。

2 研修・訓練の実施等

災害時に計画が有効に機能するためには、平時から職員一人ひとりが業務継続の重要性や自らが果たすべき役割を認識しておく必要がある。このため、毎年度、各所属において計画の周知・確認を行うとともに、組織的な対応力を高めるため、全庁的な取組による職員研修や実践的な訓練を計画的に実施する。

3 平時からの備え

(1) 各所属長

各所属長は、災害時において非常時優先業務を円滑かつ的確に実施するために平時から緊急時の連絡体制の確保やマニュアル等の作成、所属職員への周知徹底等、業務継続計画の実効性を確保するために必要な措置を講じるものとする。

なお、マニュアル等作成時に考慮すべき事項は、次のとおりとする。

- ア 発災時の状況等を具体的に想定して作成
- イ 非常時優先業務の業務開始目標時間を踏まえた災害時の所要人員及び応援体制等の整備
- ウ 指揮命令、情報連絡体制等の整備
- エ 指揮者の代行や災害長期化に備えたバックアップ体制の構築
- オ 業務遂行上の課題と対応策を検討

(2) 各職員

各職員は、日常の業務や研修・訓練等を通じて次の事項の習熟に努める。

- ア 本市の防災体制と防災上処理すべき業務の把握（地域防災計画）

- イ 災害発生時の動員計画と自らの役割
- ウ 各関係機関等との連絡体制と情報活動
- エ 非常時優先業務に係る関係法令の運用
- オ 地域の災害リスク及び被害想定